



荒川区地域教育力向上支援事業

あらかわ 子ミユーティ事業



地域全体で子どもを健やかに育てるために、新規または既存の事業を充実して行う“子どもを核とした地域交流事業”を支援します。



補助希望団体を
募集します！

問い合わせ・申し込みはコチラ↓

荒川区地域文化スポーツ部生涯学習課

■ 荒川区荒川 2-2-3 荒川区役所 3 階

☎ 3802-4575



※新規で申し込みを検討する団体は、関係書類を作成する前に、
ご連絡ください。詳細についてご説明いたします。

令和8年度荒川区地域教育力向上支援事業

～「あらかわ子ミュニティ事業」補助団体募集案内～

「あらかわ子ミュニティ事業」は、あらかわっ子が健やかに育つコミュニティ（地域社会）の形成を目指し、未来あるあらかわっ子をはぐくむ団体を支援する事業です。

現代の子育て環境は、核家族化により子育ての担い手が固定化しやすいうことや、人間関係の希薄化、それに伴い、地域コミュニティが担っていた子育てに関わる役割の低下といった、親と子が孤立した環境にあると言えます。孤立は、育児不安や過保護、放任などさまざまな問題の要因ともなっています。また、子どもたちにとっては、家庭においても地域においても、人ととの交流を十分に体験できないという状況を生み出しています。

家庭の教育力低下が問題提起されている現在、地域による家庭教育の支援や地域の中で健やかな子どもをはぐくむ活動など、地域教育力の再生が課題となっています。

そこで、荒川区では地域教育力の向上を図るため、子どもたちを核とした地域交流を促進する事業に対して、地域教育力向上支援補助金を交付し、支援します。

1. 補助対象団体

以下の要件を満たしている団体

- ・5名以上の成人の構成員を有し、その過半数（ただし構成員が5名以上10名未満の場合は5名以上）が区内在住、在勤、在学している
- ・会則を有し、会費等の自主財源がある

2. 補助金の対象となる事業内容

地域で子どもたちを健やかにはぐくみ、地域教育力を向上することを目的として、子ども（中学生以下）、保護者、近隣住民が出会う場、交流する場づくりを行う事業

※団体活動や団体の継続支援ではなく、対象となる事業に対して支援をするものです

- (1) 子どもを中心とした地域交流事業
- (2) 子どもを中心とした世代間交流事業
- (3) 子どもの体験が拡がる事業
- (4) 地域での子育てを支援する事業
- (5) 地域の中で子どもの居場所をつくる事業
- (6) 子どもが安全に生活できる環境づくりをすすめる事業
- (7) 子どもを中心とした地域の環境美化活動
- (8) その他教育委員会が適当と認めた事業

3. 対象外となる団体・事業内容

- (1) 営利を目的とする行為を行う団体及び事業
- (2) 宗教又は政治的宣伝意図を有する行為を行う団体及び事業
- (3) 公序良俗に反する行為を行う団体及び事業

4. 事業の実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

5. 計画にあたって

実施にあたっては、以下の点を心がけてください。

- ・参加者の安全を確保し、緊急時の対応について確認しておくこと
- ・ポスター・チラシ等を作成しPRを行い、多くの区民に事業参加を促すこと
- ・地域の住民や団体等に呼びかけ、協力し合って実施するなど、地域との連携を密にすること
- ・地域教育力の向上や子どもたちを核とした事業を対象としているため、補助期間終了後も団体活動が継続できるように計画してください。著名な講師を招いた単発事業などは対象とならない場合があります。

6. 補助の対象となる経費

項目	経費の種類
①謝礼	講師謝礼、指導者謝金 ※団体構成員への謝礼は対象になりません
②旅費	講師、指導者、協力者等が活動開催場所までに要する交通費、講師との事前打ち合わせ等のための交通費（公共交通機関に限る）
③消耗品費	事務用品の購入費（ただし購入単価が1万円を超えるものは要相談）
④材料費	事業に必要な材料費の購入（ただし購入単価が1万円を超えるものは要相談、食料は講師分のみ対象） ※成果物が参加者のものになる場合は、実費を参加費で賄うなどの工夫をしてください。
⑤印刷費	事業資料等コピー代、チラシポスター印刷代、活動記録の作成費、製本費など
⑥役務費	看板や舞台等の制作、クリーニング代など
⑦通信運搬費	活動資料やチラシ等の郵便料、活動に必要な物品等の運送料（車両を借上げて運搬した場合は使用料とする）
⑧使用料	会場使用料、活動に必要な機材や衣装等のレンタル代、荷物運搬のための車両の借上げ代、駐車場代など
⑨その他	区長が特に必要と認めるもの

7. 補助金額

対象経費の全部又は一部で、1団体当たり上限20万円

8. 補助期間

同一団体が補助を受けられる期間は、3年間を上限とします（※申請は毎年必要です）

9. 交付申込について

(1) 提出期限

令和8年3月6日（金）

(2) 申込書

区役所等で入手または区ホームページからダウンロードしてご利用ください

URL : <https://a016/shougaigakushuu/katsudoshien/komyunitejigyo.html>



提出書類

(3)

団体代表者は、以下の書類を、生涯学習課へ直接ご提出ください

- ①交付申込書
- ②事業計画書（様式2）
- ③収支予算書（様式3）
- ④団体の会則

⑤会員名簿または役員名簿（様式不問。氏名、住所、役職の記載があるもの）

※役員名簿を提出の場合は団体の会員数、区内在住・在勤・在学・その他の人数を付すこと。

10. ヒアリングの実施

各団体から提出された申込内容について、提出時又は提出後ヒアリングを行います

11. 補助の決定

社会教育委員の会議において、対象事業の内容、実施効果、規模などを審議し、予算の範囲内で補助団体及び補助金額を決定します。

決定後、交付決定通知書によって団体代表者に通知します。

12. 補助金の請求

補助金交付の決定を受けた団体は、補助金の交付を申請する際、請求書（様式5）を提出してください。

13. 事故報告等

事業が予定の期間に完了しない場合や、事業を行うことが困難になった場合は、速やかに報告してください。

また、実施内容の変更に伴い、予算の内訳を変更する場合は、速やかに変更の協議を行ってください。

14. 事業実績の報告

事業終了後は、以下の書類を作成し、速やかに生涯学習課へ提出してください。

- ①事業実績報告書（様式7）
- ②事業報告書（様式8）
- ③事業収支決算書（様式9）
- ④支払いを証明する書類（領収書等…コピー可）

15. 決定の取り消しと補助金の返還

偽りやその他不正な手段によって補助金を受けたり、補助金を他の用途に使用した場合は、補助金の全部又は一部を取り消し返還していただきます。また、違約加算金や延滞金を納付して頂く場合があります。